

⑬健康保険 (日雇特例)



仕事以外のケガや病気にそなえて、
加入手続きをしておきましょう。

手続きのしかた

健康保険手帳の交付は、玉出年金事務所の窓口で行っています。

手続きには、住民票と雇用保険手帳と印かんが必要です。

※玉出年金事務所の管轄地域は、西成区・住吉区・住之江区です。

手帳の更新

雇用保険手帳と同じように、健康保険手帳も1年に1回、必ず更新の手続きをしましょう。

手帳を更新しないで有効期限が切れると、資格がすぐにはとれなくなり、資格をとるまで2～3ヶ月かかりますので、注意してください。



保険料（印紙代）

〈賃金日額と保険料日額〉

等級	賃金日額	保険料の総額	本人負担額
3	5,000 円以上	880 円 （740 円）	335 円 （285 円）
	6,500 円未満		
4	6,500 円以上	1,110 円 （940 円）	425 円 （360 円）
	8,000 円未満		
5	8,000 円以上	1,350 円 （1,140 円）	515 円 （435 円）
	9,500 円未満		
6	9,500 円以上	1,660 円 （1,400 円）	635 円 （535 円）
	12,000 円未満		
7	12,000 円以上	2,040 円 （1,730 円）	780 円 （660 円）
	14,500 円未満		
8	14,500 円以上	2,430 円 （2,050 円）	930 円 （785 円）
	17,000 円未満		
9	17,000 円以上	2,810 円 （2,380 円）	1,075 円 （910 円）
	19,500 円未満		
10	19,500 円以上	3,280 円 （2,770 円）	1,255 円 （1,060 円）
	23,000 円未満		
11	23,000 円以上	3,820 円 （3,230 円）	1,460 円 （1,235 円）

（2023 年 4 月～）

★（ ）内の額は、40 歳未満または 65 歳以上で、介護保険第 2 号被保険者とならない方の保険料金額です。

なお、保険料は毎年 4 月に見直しがあります。

健康保険の適用事業所で働くときは、 健康保険の印紙をはってもらいましょう

- ★ 働く日ごとに、雇用保険手帳といっしょに健康保険手帳も事業主に出して、健康保険印紙をはってもらってください。
- ★ 健康保険印紙を持っている事業所で働いた場合、健康保険手帳を持っていなくても、原則として印紙代（本人負担分）を負担しなくてはなりません。
- ★ 傷病手当金などの額は、はってある印紙の額によって決められますので、誤りのないようにはってもらってください。



- ★ 健康保険手帳を持っている 40 歳以上 65 歳未満の人は、自動的に介護保険の第 2 号被保険者となります。
- ★ 受診時の一部負担金
 - 70歳未満の人 — 3 割負担
 - 70歳以上、75歳未満の人 — 2 割負担

くわしくは、玉出年金事務所 (06-6682-3311) か
西成労働福祉センター内の健康保険窓口まで